

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日付に当たる)

鳥取県告示第三百七十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規程に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
増谷信一郎	鳥薬一〇二二一號	平成九年五月七日

鳥取県告示第三百七十四号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社たんぽ原徳	スープーセンター ホツク安倍店	米子市安倍三五六一ほか

- ◇告示
保險薬剤師の登録(保險課)
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(經營流通課)
- 国土調査の成果の認証(農村整備課)
- 保安林の指定の解除(森林保全課)
- 生産事業者登録証の記載事項の変更(〃)
- 漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発起人の届出(水産課)
- 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- 公有水面の埋立に関する埋立地の用途の変更等の許可申請(漁港課)
- ◇教委告示
定例教育委員会の招集(総務課)
- 随意契約の相手方の決定(会計課)

鳥取県告示第三百七十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた時期	成 果 の 名 称	調査を行つた地域	認証年月日
平成七年度及び平成八年度	東郷町（大字長江の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡東郷町大字長江の一部	平成九年五月二十三日
平成六年度から平成八年度まで	三朝町（大字本泉の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡三朝町大字本泉の一部	平成九年五月二十三日
平成六年度から平成八年度まで	大山町（保田、安原、平田、上萬、稻光、妻木及び富岡の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡大山町保田、安原、平田、上萬、稻光、妻木及び富岡の各一部	平成九年五月二十三日
会見町	三朝町（大字本泉の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡会見町（円山及び天萬の各一部）の地籍図及び地籍簿	ク
大山町	大山町（保田、安原、平田、上萬、稻光、妻木及び富岡の各一部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡会見町円山及び天萬の各一部	ク
三朝町	東伯郡会見町（円山及び天萬の各一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡東郷町大字長江の一部	ク
東郷町	東伯郡東郷町大字長江の一部	東伯郡東郷町大字長江の一部	ク

鳥取県告示第三百七十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字山口字浅井荒神谷二三一八一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦欄に供する。）

鳥取県告示第三百七十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に変更があった旨の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の住所	変更事項	変 更 前	変 更 後	年月日更
232	最上 誠一	事業所の所在地	佐崎	八頭郡八東町大字佐崎一四九	北山二〇五一一
ク	ク	事業所の所在地	佐崎	八頭郡八東町大字佐崎一四九	八頭郡八東町大字佐崎一四九
ク	ク	事業所の所在地	北山	八頭郡八東町大字北山二〇五一一	八頭郡八東町大字北山二〇五一一

鳥取県告示第三百七十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項に規定する同意を求めることについての届出があつたので、同令第五条第三の規定により、次のとおり告示する。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名		加入区 の名称	指定漁船調書の縦覧
	場 所	期 間		
東加入 区	岩美郡岩美町大字小羽尾二四	漁船損害等補 償法第二百十三 条第一項の申 出の相手方と なる漁業協同 組合の名称	東漁業協同組	平成九年五月 二十三日から まで 同年六月六日
合 区	岩美郡岩美町大字小羽尾三五	井筒 好和 岩美郡岩美町大字網代二七一 一一七	浜田 栄昌	岩美郡岩美町大字網代二一八 一一七
浦富加 入区	田中 小次郎	奥田 義人 岩美郡福部村大字岩戸五 一一八	岩美郡福部村大字岩戸一二二	岩美郡岩美町大字田後四九六 山根 猛 岩美郡岩美町大字田後三〇九 湯口 幸雄
浦富漁業協同 組合	吉澤 治美	兜金 俊男 鳥取市賀露町一三九三 一一九	谷本 喬	浜辺 優
浦富漁業協同 組合	岩美郡岩美町大字浦富一五三 九一五	辰巳 武 氣高郡氣高町大字酒津二九一 一二九	鳥取市賀露町二三九〇 一一九	浜辺 正美 氣高郡氣高町大字八束水一五 八二
浦富加 入区	岩美郡岩美町大字浦富一五〇 八	倉邊 貢 ○一二	福部加 入区	浜村 加 入区
浦富漁業協同 組合	代表取締役 濱田 益一	酒津加 入区	賀露加 入区	浜村漁業協同 組合
浦富漁業協同 組合	岩美郡岩美町大字浦富一五〇 八	酒津漁業協同 組合	賀露漁業協同 組合	浜村漁業協同 組合
浦富漁業協同 組合	沢田 博志	酒津漁業協同 組合	福部村漁業協 同組合	浜村漁業協同 組合

岩美郡岩美町大字田後四九六 山根 猛 岩美郡岩美町大字田後三〇九 湯口 幸雄	田後漁業協同 組合
浜辺 優	浜村漁業協同 組合
浜辺 正美 氣高郡氣高町大字八束水一五 八二	浜村漁業協同 組合
浜村 加 入区	浜村漁業協同 組合
浜村漁業協同 組合	浜村漁業協同 組合
浜村漁業協同 組合	浜村漁業協同 組合

長田 喜太郎	氣高郡青谷町大字青谷一九五	氣高郡青谷町大字長和瀬六六	氣高郡青谷町大字長和瀬六六	氣高郡青谷町大字長和瀬六六	氣高郡青谷町大字長和瀬六六	氣高郡青谷町大字長和瀬六六
五 奥野 和矩	岡 武久	岡 武久	岡 武久	岡 武久	岡 武久	岡 武久
村中 広義	一 一三	一 一三	一 一三	一 一三	一 一三	一 一三
田中 弘美	東伯郡泊村大字泊一五五七 長谷川 正之	東伯郡泊村大字泊八〇五 宮脇 政晴	東伯郡赤崎町大字赤崎一二二 林原 国弘	西伯郡淀江町大字赤崎一九六 東伯郡赤崎町大字赤崎一九六	西伯郡大山町安原一二二 古志 正凱	境港市中野町五六三 景山 一夫
入区 境港加	入区 淀江加	入区 赤崎加	区 泊加入	入区 青谷加	入区 青谷加	入区 夏泊加
組合 山陰旋網漁業 協同組合	組合 境港市漁業協同組合 同組合 境港沖合いか	組合 淀江漁業協同組合 同組合 赤崎町漁業協同組合	組合 泊村漁業協同組合 泊村漁業協同組合	組合 青谷町漁業協同組合 青谷町漁業協同組合	組合 青谷町漁業協同組合 青谷町漁業協同組合	組合 夏泊漁業協同組合 夏泊漁業協同組合
組合 山陰旋網漁業 協同組合	組合 境港市漁業協同組合 同組合 境港沖合いか	組合 淀江漁業協同組合 同組合 赤崎町漁業協同組合	組合 泊村漁業協同組合 泊村漁業協同組合	組合 青谷町漁業協同組合 青谷町漁業協同組合	組合 青谷町漁業協同組合 青谷町漁業協同組合	組合 夏泊漁業協同組合 夏泊漁業協同組合

鳥取県告示第三百七十九号

付則第五項に依りて選用する同法第三十九条第三項の規定により旨下する。

平成九年五月二十三日

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取縣告示第三百八十一號

公有水面の埋立に關し、埋立地の用途の変更等の許可の申請があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ一第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その申請書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び氣高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

公有水面の埋立に關し、埋立地の用途の変更等の許可の申請があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第二項において準用する同法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その申請書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び氣高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成九年五月二十三日

一 申請人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立の免許の年月日及び番号

平成六年七月二十六日 鳥取県指令受漁港第十一号

三 埋立区域

(一) 位置

気高郡氣高町大字八束水字姫路二七〇六一一の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台（北緯三五度三分〇七秒、東経一三四度〇一分二秒）から一〇一度四八分二八秒、二三三九・八八メートルの地点

2の地点 1の地点から五四度四三分〇九秒、一一・〇〇メートルの地点

3の地点 2の地点から一五四度四二分三三秒、三三一・四四メートルの地点

4の地点 3の地点から一二二度四〇分四一秒、二九〇・三六メートルの地点

5の地点 4の地点から一九六度二四分一四秒、三五・五五メートルの地点

(三) 面積

一〇、六〇八・三〇平方メートル

四 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡氣高町大字八束水字姫路二七〇六一一の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からケの地点までを順次に直線で結んだ線及びケの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 船磯漁港東防波堤灯台（北緯三五度三分〇七秒、東経一三四度〇一分二秒）から八八度三分三一秒、二二〇・六八メートルの地点

イの地点 アの地点から八四度四七分一七秒、五七・七三メートルの地点

ウの地点 イの地点から一五四度三四分五七秒、九六・九六メートルの地点

エの地点 ウの地点から一二二度三七分五六秒、二四一・七三メートルの地点

オの地点 エの地点から一九七度三〇分〇五秒、一〇〇・一五メートルの地点

カの地点 オの地点から三一度三九分〇一秒、一〇六・一〇メートルの地点

キの地点 カの地点から一二二度三九分〇一秒、七五・〇〇メートルの地点

クの地点 キの地点から一二二度三〇分一五秒、七四・一〇メートルの地点

ケの地点 クの地点から一三度三〇分一五秒、七四・一〇メートルの地点

(三) 面積

六三、八五四・二〇平方メートル

五 変更後の埋立地の用途

漁港施設用地

六 申請年月日

平成九年五月一日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年五月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

端

一日時 平成九年五月二十六日（月）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 鳥取県立図書館協議会料金の仕訳について
2 メモ起

調達公告

随意契約の相手方を決定したので、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年12月鳥取県規則第106号）第14条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成9年5月23日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 調達件名及び数量 | 電子計算組織による財務会計事務処理 一式 |
| (2) 調達方法 | 役務の提供 |
| (3) 契約方式 | 随意契約 |
| (4) 契約日 | 平成9年4月1日 |
| (5) 契約者の氏名及び住所 | 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220 |
| (6) 契約価格 | 311,752,140円(消費税額及び地方消費税額を含む。) |
| (7) 隨意契約による理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当 |
| (8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県出納局会計課
鳥取市東町一丁目220 |